

適格機関投資家の範囲 についての政省令案

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-53

【要約】

2007年4月13日、金融庁は「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」を発表した。これは、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案である。

政省令案では、適格機関投資家の範囲の見直しも行われている。

具体的には、有価証券報告書提出会社以外の会社であっても、保有する有価証券の残高が10億円以上であれば適格機関投資家となることが認められる。

また、個人についても一定の要件を満たせば機関投資家となることが認められる。

はじめに（金融商品取引法の政省令案）

2007年4月13日、金融庁は「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」を発表した¹。これは、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案である。

同時に、金融庁は、施行時期についても「2007年9月頃」を予定していることも明らかにしている。

本稿では、これらの政省令案に基づき、金融商品取引法の下における「機関投資家の範囲」について説明する。

1. 適格機関投資家とは？

適格機関投資家とは、「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者」と定義されている（金融商品取引法2条3項）。つまり、有価証券投資の専門家（プロ）としての十分な知識と経験を有すると認められる者と言えるだろう。

適格機関投資家は、その専門的知識や経験に基づいて、自己責任に基づいた投資判断が可能であると考えられることから、金融商品取引法上の各種の規制の適用が免除されている（言い換えれば、各種の規制による保護を受けることができない）。一例を挙げれば次の通りである。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>）に掲載されている。

【発行開示規制】

適格機関投資家のみを対象として、かつ、適格機関投資家以外の者に転売されるおそれが少ない場合（いわゆるプロ私募）は、その証券の発行者に対する有価証券届出書の提出、目論見書の交付などの発行開示規制が免除される（金融商品取引法 2 条 3 項 2 号など）。

【販売・勧誘規制】

適格機関投資家は、「特定投資家」（いわゆるプロ投資家）と位置づけられる（金融商品取引法 2 条 31 項）。

そのため、適格機関投資家を相手方とする場合には、金融商品取引業者等に対する広告規制、契約締結前の書面交付義務、適合性原則などの販売・勧誘規制が、原則として、免除される（金融商品取引法 45 条）。

2 . 適格機関投資家の範囲の拡大

今回公表された「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令案」（以下、定義府令案）では、金融商品取引法の下での適格機関投資家の範囲を、現行の証券取引法よりも拡大することとしている。

定義府令案に基づく具体的な適格機関投資家の範囲は、次の通りである（定義府令案 10 条）。
なお、太字・下線部が、現行ルールからの主な変更箇所である。

金融商品取引法の下での「適格機関投資家」の範囲

- (1) 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る）を行う金融商品取引業者**
- (2) 投資運用業を行う金融商品取引業者**
- (3) 投資法人（いわゆる会社型投信）
- (4) 外国投資法人
- (5) 銀行
- (6) 保険会社
- (7) 外国保険会社等
- (8) 信用金庫、信用金庫連合会
- (9) 労働金庫、労働金庫連合会
- (10) 農林中央金庫
- (11) 商工組合中央金庫
- (12) 信用協同組合のうち金融庁長官に届出を行った者**
- (13) 信用協同組合連合会
- (14) 業として預金・貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会・共済水産業協同組合連合会**
- (15) （日本郵政公社法の定める）郵便貯金資金・簡易生命保険資金の管理・運用をする者
- (16) 財政融資資金の管理・運用をする者

- (17) 年金積立金管理運用独立行政法人
- (18) 国際協力銀行
- (19) 日本政策投資銀行
- (20) 業として預金・貯金の受入れをすることができる農業協同組合・漁業協同組合連合会
- (21) 短資会社で有価証券の売買等に係る登録を受けた者
- (22) いわゆるベンチャー・キャピタル会社等(1)で、資本金が 5 億円以上であるもののうち、金融庁長官に届出を行った者
- (23) 投資事業有限責任組合
- (24) 厚生年金基金・**企業年金基金**で、直近の貸借対照表上において純資産が 100 億円以上あるもののうち、金融庁長官に届出を行った者
- (25) 企業年金連合会
- (26) 民間都市開発推進機構(2)
- (27) 信託会社(管理型信託会社を除く)のうち、金融庁長官に届出を行った者**
- (28) 外国信託会社のうち、(外国管理型信託会社を除く)のうち、金融庁長官に届出を行った者**
- (29) 直近の有価証券残高が 10 億円以上である法人のうち、金融庁長官に届出を行った者**
- (30) 次の全ての要件を満たす個人のうち、金融庁長官に届出を行った者**
直近の有価証券残高が 10 億円以上であること
金融商品取引業者等に口座を開設した日から起算して 1 年を経過していること
- (31) 組合の業務執行組員等(3)である法人・個人で、次の全ての要件を満たす者のうち、金融庁長官に届出を行った者(4)**
組合等の有価証券残高が 10 億円以上であること
他の全ての組員等の同意を得ていること
- (32) 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者で、資本金等が一定額以上(5)である者のうち、金融庁長官に届出を行った者**
第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る)
投資運用業
 銀行業
 保険業
信託業(管理型信託業以外のものに限る)
- (33) 外国の政府・政府機関・地方公共団体・中央銀行などのうち、金融庁長官に届出を行った者
- (1) 厳密には、銀行法施行規則 17 条の 3 第 2 項第 12 号に掲げる業務を行う株式会社で、その業務を行う旨が定款において定められている者をいう。
- (2) 都市再生特別措置法 29 条 1 項 2 号に掲げる業務を行う場合に限る。
- (3) 業務執行組員等とは次の者をいう(定義府令案 10 条 1 項 23 号)。
 組合契約を締結して組合の業務の執行を委託された組員
 匿名組合契約を締結した営業者
 有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、その業務を自ら執行する組員
 外国の法令に基づくこれらに類する者

- (4) 業務執行組合員として取引を行う場合に限る。
- (5) 具体的には次の通り。なお、第一種金融商品取引業、投資運用業については、現行の証券業、投資顧問業などと比較して金額が引き下げられている。
- 第一種金融商品取引業.....5,000 万円
 投資運用業.....5,000 万円
 銀行業.....20 億円
 保険業.....10 億円
 信託業.....1 億円

定義府令案による適格機関投資家の範囲見直しのうち、特に注目されるのは次の 3 点であろう。

一般事業会社が適格機関投資家となるための要件の緩和 ((29)関連)
 個人も、一定の要件を満たせば適格機関投資家となることが可能に ((30)関連)
 組合の業務執行組合員等 (法人・個人とも) も、一定の要件を満たせば適格機関投資家となる
 ことが可能に ((31)関連)

上記 の一般事業会社が適格機関投資家となるための要件を、現行ルールと改正案とで比較すると次のようになる。

現行	改正案
有価証券報告書提出会社のみ	有価証券報告書提出会社以外でも可
有価証券残高 <u>100 億円以上</u>	有価証券残高 <u>10 億円以上</u>
当局に届出が必要	同左

上記 ~ 以外の主な変更点をまとめると次のようになる。

金融商品取引業関連の見直し ((1)、(2)、(32) 関連)
 信用協同組合のうち、適格機関投資家となるのは、当局に届出を行ったものに限定 ((12)関連)
 「共済水産業協同組合連合会」を適格機関投資家として指定 ((14)関連)
 「企業年金基金」についても、純資産要件を満たせば、当局に届出を行うことで、適格機関投資家となることできる ((24)関連)
 「運用型信託会社」についても、当局に届出を行うことで、適格機関投資家となることできる ((27)、(28)、(32) 関連)